

### 国民年金保険料の免除制度について



国民年金保険料の納付率は、2005 年末で 67.1%と低迷しています。

保険料の徴収対策の一環として、所得段階に応じた多段階保険料免除制度が導入されることになりました。

経済的理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除されます。

#### (申請免除)

これまで、保険料の全額免除、半額免除の制度がありましたが、平成 18 年 7 月から 4 分の 3 免除、4 分の 1 免除が施行されました。

また他の年齢層に比べて所得が少ない若年層 (30 歳未満) の方が、申請により保険料の納付が猶予され、後払いできる制度が「若年者納付猶予制度」(平成 17 年 4 月施行) です。

保険料の免除や、猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、傷害や死亡など不慮の事態が発生すると、障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられない場合が発生します。

#### 1. 全額免除・一部免除 (一部納付) 制度 < 保険料の全額 14,100 円 / 月 (平成 19 年度) >

	保険料納付額	年金額	施行時期
全額 免除	0	1 / 3	(実施済み)
3 / 4 免除 (1 / 4 納付)	3,530 円 / 月	1 / 2	平成 18 年 7 月実施
1 / 2 免除 (1 / 2 納付)	7,050 円 / 月	2 / 3	(実施済み)
1 / 4 免除 (3 / 4 納付)	10,580 円 / 月	5 / 6	平成 18 年 7 月実施

#### 2. 全額免除・一部免除 (一部納付) の所得基準

前年所得が以下の計算式で、計算した範囲内であることが必要です。

申請の時期によっては、前々年の所得により、審査を行なう場合があります。

##### 全額免除の所得基準

(扶養親族数の数+1) × 35 万円 + 22 万円 (例) 単身世帯の場合、57 万円まで。

申請者本人のほか、配偶者、所帯主も所得基準の範囲内である必要があります。

##### 一部免除 (一部納付) の所得基準

3 / 4 免除 (1 / 4 納付) 78 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

1 / 2 免除 (1 / 2 納付) 118 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

1 / 4 免除 (3 / 4 納付) 158 万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

(注) 一部免除 (一部納付) 制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除になる制度です。

一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また障害や死亡など不慮の事態が生じた場合、年金を受取ることができなくなる場合があります。

<全額免除・一部免除(一部納付)の世帯構成別の所得基準のめやす>

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1 / 4 納付	1 / 2 納付	3 / 4 納付
4人世帯(夫婦・子×2)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

### 3. 若年者納付猶予制度(平成17年4月施行)

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者、世帯主の所得も審査の対象になるため、一定以上の所得がある親(世帯主)と同居している若者は、保険料免除制度を利用することができません。若年層(30歳未満)の方が、保険料免除制度を利用することができず、将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、後払いができる制度が「若年者納付猶予制度」です。

(1) 本人と配偶者の所得のみで、所得要件を審査

申請者本人と配偶者の前年所得が審査の対象です。(申請時期によっては前々年の所得で審査を行なう場合があります。)

<所得基準> (扶養親族等の数+1) × 35万円 × + 22万円 (全額免除のケースと同じ)

(2) 障害・遺族基礎年金を受け取ることができる。

万一障害を負ってしまったときに障害基礎年金が受け取れます。

納付猶予の期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格期間にカウントされます。

(3) 猶予された期間は、年金額に反映されません。

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、下記4.の保険料の追納(後払い)を利用する必要があります。



### 4. 保険料の追納について

保険料の免除や若年者納付猶予制度を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

このため、これらの期間は、10年以内(例えば、平成19年4月分は平成29年4月末まで)であれば、保険料を追納することができます。

保険料を追納する場合、保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

### 学生で、国民年金保険料を納付することが困難な場合、「学生納付特例制度」があります。

所得基準(学生本人の前年所得) 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額

<著者プロフィール>

加藤 泰正(かとう やすまさ)氏

「加藤FPオフィス」代表 CFP 一級FP技能士 宅地建物取引主任者 DC 1級プランナー

日本商工会議所年金教育センター登録講師、登録相談員

株式会社早稲田セミナーLLA シニア大楽登録講師

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。

執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局<株日税ビジネスサービス 総合企画部>までご連絡ください。

TEL 03-3340-4488